

番号	区分	資料名等	頁	第1条	1	—	質問内容	回答	備考
1	質問	建設工事請負契約書(案)	8	第25条	1		請負契約締結の日とは、令和5年4月を指すと考えてよろしいですか。	ご理解の通りです。	
2	質問	建設工事請負契約書(案)	8	第25条			本事業においては、事業者決定時に工事見積が明細単価までは要求されておりませんが、この第25条を理由に請負代金を変更する事は可能でしょうか。	可能です。	
3	質問	建設工事請負契約書(案)	8	第25条			(仮に、質問11で「可能」と仮定して)事業者決定時に工事見積に明細単価が無い状況で、変動前残工事代金や変動後残工事代金額は、どのように算出し、比較するのでしょうか。お示ください。	設計業務において市に提出する工事内訳書を用いて、算出します。契約書に示す通り、変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市と事業者とが協議して定めます。なお、物価指数等は、公共単価(刊行物等)等を指します。	